

## 本号で公布された条例のあらまし

学校職員の給与に関する条例及び会計年度任用学校職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第五十号）（教職員課）

### 一 趣旨

令和三年九月九日付けの埼玉県人事委員会の学校職員の給与についての勧告を踏まえ、学校職員の期末手当を改定等するための改正

### 二 内容

- (一) 期末手当の支給割合の引下げ
- (二) 会計年度任用学校職員の期末手当の支給の特例を規定

### 三 施行期日

公布の日。ただし、二(一)の令和四年度以降の期末手当の支給割合は令和四年四月一日